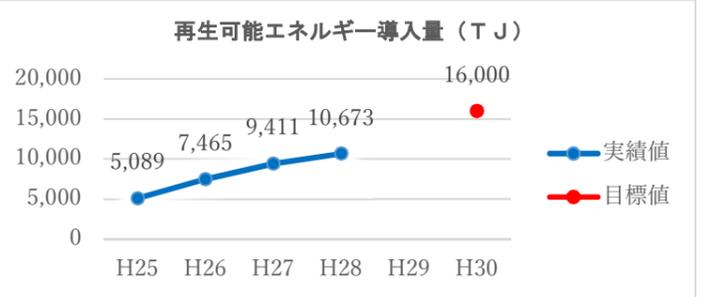
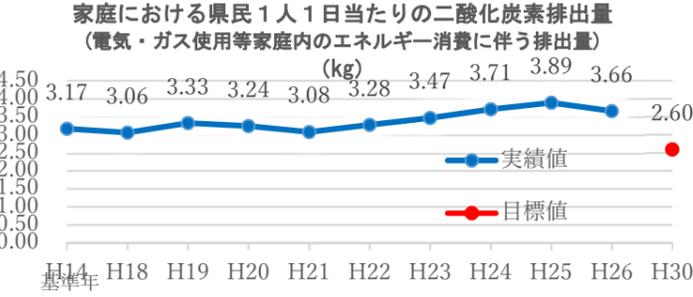
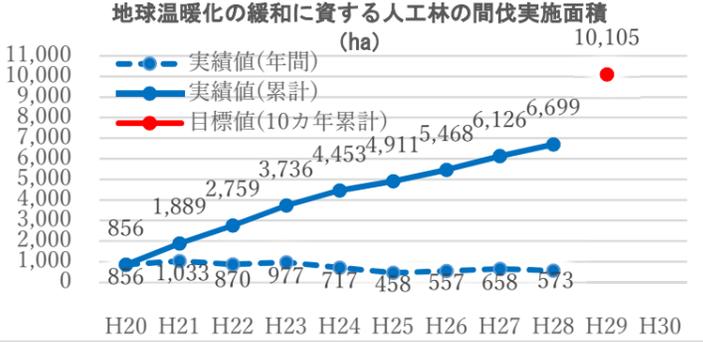
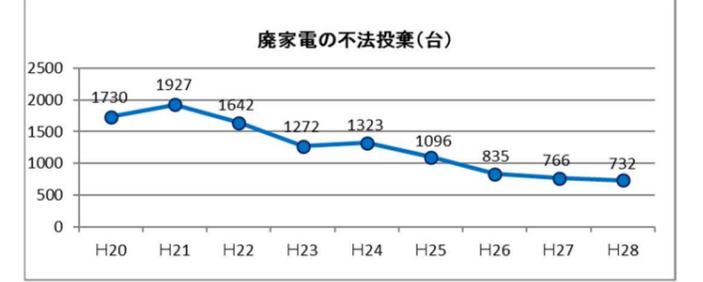
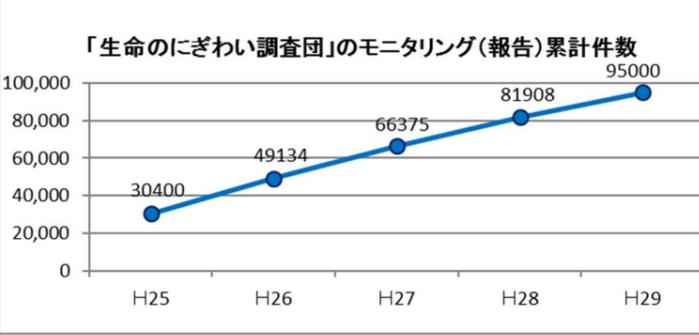
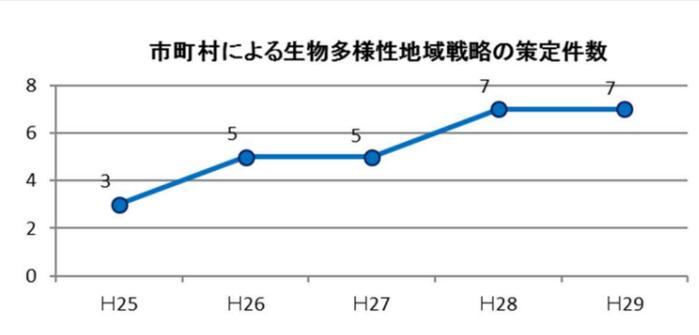
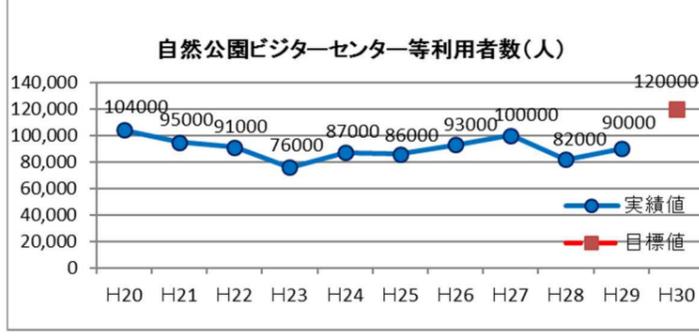


現環境基本計画の成果と今後の課題（平成 20 年度～29 年度）

1 地球温暖化防止に取り組む

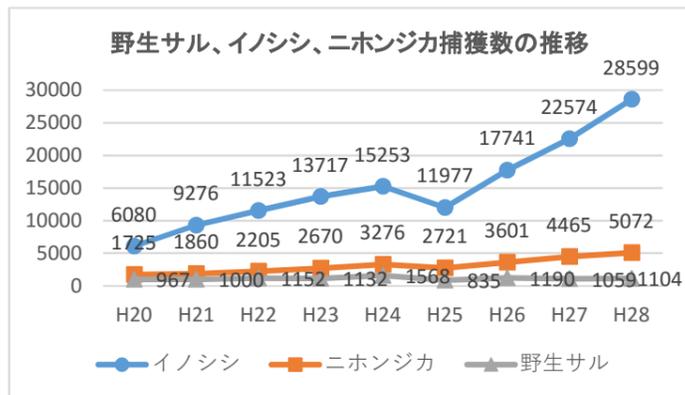
テーマ	主な取組・成果	主な今後の課題																																																									
<p>1 温室効果ガスの排出量削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 9 月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」（目標年度：2030 年度）を策定し、地球温暖化対策を総合的に推進した。 住宅向けの再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入補助を行うとともに、ワンストップ窓口による民間事業者や市町村に対する再生可能エネルギー等の導入支援を行った。 県有施設について再生可能エネルギーの導入を進めるなど、様々な主体における再生可能エネルギーの活用・省エネルギーの取組を推進し、二酸化炭素排出量の削減を図った。 再生可能エネルギー導入量は、目標に向けて概ね順調に進捗している。 首都圏の九都県市と連携して啓発を行い、九都県市エコドライブ講習会（エコトレーニング）を毎年開催するなど、県民向けにエコドライブの普及啓発を行った。  <p>再生可能エネルギー導入量 (TJ)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> <tr><td>H25</td><td>5,089</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>7,465</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>9,411</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>10,673</td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td></td><td>16,000</td></tr> <tr><td>H30</td><td></td><td></td></tr> </table>	年度	実績値	目標値	H25	5,089		H26	7,465		H27	9,411		H28	10,673		H29		16,000	H30			<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出量を削減するためには、県民、企業、行政など全ての主体が、地球温暖化の問題は一刻の猶予もない状況であることを認識した上で、<u>それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら、主体的に行動していくことが必要</u>である。 東日本大震災を契機に火力発電所の稼働が増加したこともあり、家庭内のエネルギー消費に係る 1 人 1 日当たり二酸化炭素排出量は基準年度よりも増加しており、目標値との差が拡大しているため、普及啓発の強化も含め、<u>家庭の二酸化炭素排出量の削減をより一層推進していく必要がある</u>。 温室効果ガスの排出をできる限り抑制したとしても、世界の平均気温は上昇し、21 世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高まると予測されており、この避けられない気候変動の影響に対し被害を回避・軽減する「<u>適応</u>」も進めていく必要がある。  <p>家庭における県民 1 人 1 日当たりの二酸化炭素排出量 (電気・ガス使用等家庭内のエネルギー消費に伴う排出量) (kg)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> <tr><td>H14</td><td>3.17</td><td></td></tr> <tr><td>H18</td><td>3.06</td><td></td></tr> <tr><td>H19</td><td>3.33</td><td></td></tr> <tr><td>H20</td><td>3.24</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>3.08</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>3.28</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>3.47</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>3.71</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>3.89</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>3.66</td><td></td></tr> <tr><td>H30</td><td></td><td>2.60</td></tr> </table>	年度	実績値	目標値	H14	3.17		H18	3.06		H19	3.33		H20	3.24		H21	3.08		H22	3.28		H23	3.47		H24	3.71		H25	3.89		H26	3.66		H30		2.60
年度	実績値	目標値																																																									
H25	5,089																																																										
H26	7,465																																																										
H27	9,411																																																										
H28	10,673																																																										
H29		16,000																																																									
H30																																																											
年度	実績値	目標値																																																									
H14	3.17																																																										
H18	3.06																																																										
H19	3.33																																																										
H20	3.24																																																										
H21	3.08																																																										
H22	3.28																																																										
H23	3.47																																																										
H24	3.71																																																										
H25	3.89																																																										
H26	3.66																																																										
H30		2.60																																																									
<p>2 森林などによる二酸化炭素吸収の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 森林の保全や整備の経緯と現状を踏まえ、平成 25 年 9 月に「特定間伐材等の実施の促進に関する基本方針」を策定し、自然的社会的条件に応じた森林吸収源の保全と強化のため総合的に取り組んだ。 間伐を中心に、公共・県単森林整備事業（植栽・下刈等）、森林吸収源対策間伐促進事業（間伐）等を実施するとともに、里山活動協定の締結推進など県民等の参加による里山の保全・整備・活用に取り組んだ。 新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成や公共建築物の木造化及び公共土木工事における木材利用の促進等を通じた県産木材の利用拡大を図った。  <p>地球温暖化の緩和に資する人工林の間伐実施面積 (ha)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>実績値(年間)</th><th>実績値(累計)</th><th>目標値(10カ年累計)</th></tr> <tr><td>H20</td><td>856</td><td>856</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>1,033</td><td>1,889</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>870</td><td>2,759</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>977</td><td>3,736</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>717</td><td>4,453</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>458</td><td>4,911</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>557</td><td>5,468</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>658</td><td>6,126</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>573</td><td>6,699</td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td></td><td></td><td>10,105</td></tr> <tr><td>H30</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	年度	実績値(年間)	実績値(累計)	目標値(10カ年累計)	H20	856	856		H21	1,033	1,889		H22	870	2,759		H23	977	3,736		H24	717	4,453		H25	458	4,911		H26	557	5,468		H27	658	6,126		H28	573	6,699		H29			10,105	H30				<ul style="list-style-type: none"> 森林所有者の高齢化や担い手不足、木材価格の低迷による<u>経営意欲の減退、森林資源の利用低下</u>などの問題があり、また、<u>小規模な森林所有者が多いため、効率的な整備が難しくなっている</u>。 小規模な民有林の整備を面的に進める森林経営計画の策定及び森林整備の担い手確保・育成を図り、意欲と能力のある林業事業者の経営基盤の強化を推進し、<u>間伐実施面積の増加等による森林の適正な管理を行っていく必要がある</u>。 住宅や公共建築物等の木造化・木質化や木質バイオマスの利用の促進により、<u>県産材の新たな需要拡大に取り組む必要がある</u>。 									
年度	実績値(年間)	実績値(累計)	目標値(10カ年累計)																																																								
H20	856	856																																																									
H21	1,033	1,889																																																									
H22	870	2,759																																																									
H23	977	3,736																																																									
H24	717	4,453																																																									
H25	458	4,911																																																									
H26	557	5,468																																																									
H27	658	6,126																																																									
H28	573	6,699																																																									
H29			10,105																																																								
H30																																																											
<p>3 オゾン層保護のためのフロン対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 輸送中の漏出を防ぎ、フロン類の排出を抑制するため、事業者等に啓発を行うとともに、指導を行った。 県民・事業者に対し、廃家電の適正処理やフロン回収・オゾン層保護の重要性について啓発を行った。 廃家電の不法投棄は基準年度と比較して大きく減少した。  <p>廃家電の不法投棄(台)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>台数</th></tr> <tr><td>H20</td><td>1730</td></tr> <tr><td>H21</td><td>1927</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1642</td></tr> <tr><td>H23</td><td>1272</td></tr> <tr><td>H24</td><td>1323</td></tr> <tr><td>H25</td><td>1096</td></tr> <tr><td>H26</td><td>835</td></tr> <tr><td>H27</td><td>766</td></tr> <tr><td>H28</td><td>732</td></tr> </table>	年度	台数	H20	1730	H21	1927	H22	1642	H23	1272	H24	1323	H25	1096	H26	835	H27	766	H28	732	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全、温室効果ガス削減の観点から、法律に基づく<u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を県全体で徹底していく必要がある</u>。 																																					
年度	台数																																																										
H20	1730																																																										
H21	1927																																																										
H22	1642																																																										
H23	1272																																																										
H24	1323																																																										
H25	1096																																																										
H26	835																																																										
H27	766																																																										
H28	732																																																										

2 豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保

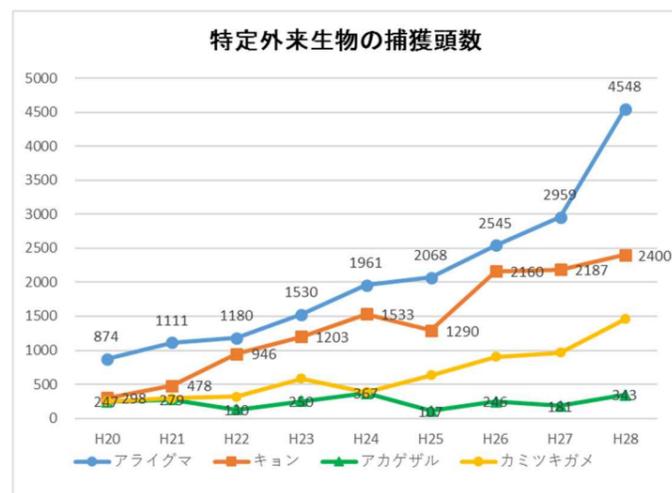
テーマ	主な取組・成果	主な今後の課題
<p>1 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性センターが中心となって、市町村による生物多様性地域戦略の策定、生命のにぎわい調査団、生物多様性地理情報システム、生物多様性ちば企業ネットワーク、普及啓発等の取組を推進した。 県民参加によるモニタリング事業「生命のにぎわい調査団」については、報告件数が目標件数を大幅に超えた。  <p>「生命のにぎわい調査団」のモニタリング(報告)累計件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域における主体的な取組を促進するため、<u>より多くの市町村で生物多様性地域戦略が策定されるよう、市町村への情報提供、人的支援等の取組を推進する必要がある。</u>  <p>市町村による生物多様性地域戦略の策定件数</p>
<p>2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園区域では、原生的自然環境を保護するため、法令に基づく行為規制を実施した。 自然環境保全地域は、指定地域の現状を確認し適切に保全するため、変遷調査を実施した。 自然公園施設や首都圏自然歩道では、老朽化した施設の再整備や、防護柵や標識の整備を実施した。 自然公園ビジターセンター等の利用者数は、東日本大震災の影響などによる減少から持ち直しつつあるが、目標値には達していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園や自然環境保全地域等を取り巻く自然状況や社会状況の変化により、自然環境への影響が懸念される。 自然公園施設等の利用者数の減少は、各施設が野外活動を中心とした施設であるため、気象状況による利用者への影響や、利用者のニーズの多様化が大きな要因であることから、<u>施設の見直しやイベントの開催などにより利用者数の改善を進めていく必要がある。</u>  <p>自然公園ビジターセンター等利用者数(人)</p>
<p>3 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画推進事業の実施、県有林における森林整備等を通じて適切な森林管理・整備の推進を実施した。 耕作放棄地再生推進事業による耕作放棄地の解消、環境保全型農業の推進により、農地の確保に努めた。 印旛沼、手賀沼については、「湖沼水質保全計画」の着実な推進を図り、各種計画に基づく水環境の保全に取り組んだ。 東京湾の水質浄化については、「東京湾総量削減計画」に基づく対策を推進し、啓発活動などとあわせ、汚濁負荷量を削減するための各種取組を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林資源は、木材価格の低下傾向により所有者の経営意欲が低迷しており、<u>担い手の育成強化、小規模な民有林の整備が課題</u>となっている。 印旛沼及び手賀沼については、各種対策を総合的に推進してきたところだが、<u>環境基準を達成しておらず、より一層の水質改善が必要</u>である。 海域の環境基準達成率については、水域の利用目的に応じて厳しい基準を適用している水域で達成状況が悪い状況にある。流域の汚濁負荷量は、様々な取組により低下しているが、気象など自然環境の変化による要因もあり、改善には長期間を要している。
<p>4 都市における緑と水辺のネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立都市公園の整備や、緑化協定締結により、緑の空間の創造を図るとともに、都市緑化の普及・啓発、農業体験施設や直売所等の利用促進を通じた意識の高揚を図った。 多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を実施した。 千葉県河川海岸アダプトプログラムによる草刈等の河川美化活動を行った。 道路、護岸等に生物の移動に配慮した構造等を取り入れ、動植物の生息・生育環境の連続性の確保に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備を推進する必要があるが、<u>既存施設の維持補修を優先させており、新規整備が財政的に難しい。</u> <u>河川海岸アダプトプログラム参加団体の一部には、構成員の高齢化が進み、活動の継続を断念してしまう団体がでてきている。</u>

5 野生生物の保護と管理

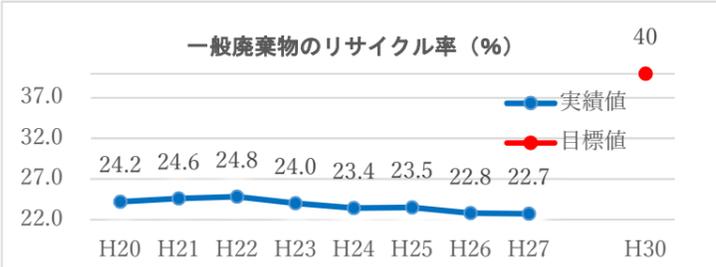
- 平成 29 年 3 月に第 12 次鳥獣保護管理計画を策定し、野生鳥獣の保護と管理に関する総合的な対策を推進するとともに、同年 3 月に第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ）を策定し、計画的な防護及び捕獲並びに生息環境管理を実施した。
- 特定外来生物防除実施計画に基づき、カミツキガメ、アカゲザル、キョン及びアライグマの防除を実施した。
- 傷病鳥獣の救護のため、救護ボランティアや県獣医師会の協力のもと、鳥獣保護思想の普及に努めた。

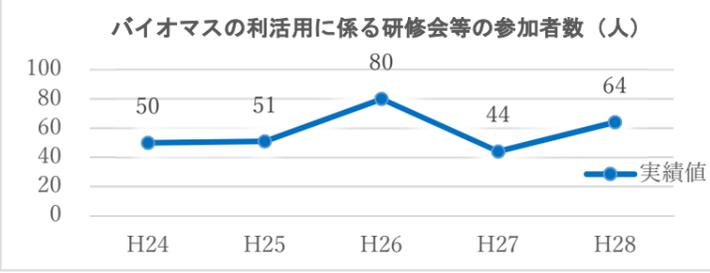
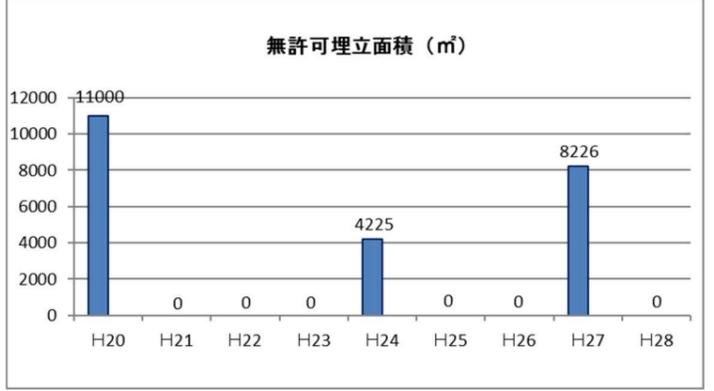


- 効率的に被害対策を進めるためには、行政や関係団体、及び地域住民が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら防護、捕獲、生息環境管理による総合的な対策を行い、農業被害等を減少させる必要がある。
- 引き続き、県、市町村による捕獲を進めるが、より効果的な捕獲方法の開発などが必要である。また、新たな外来生物の野生化を防止するため、飼育個体の逸走、放獣が行われないよう、普及啓発を行う必要がある。

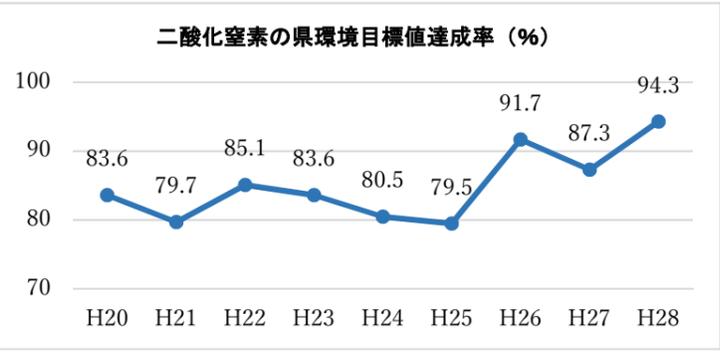
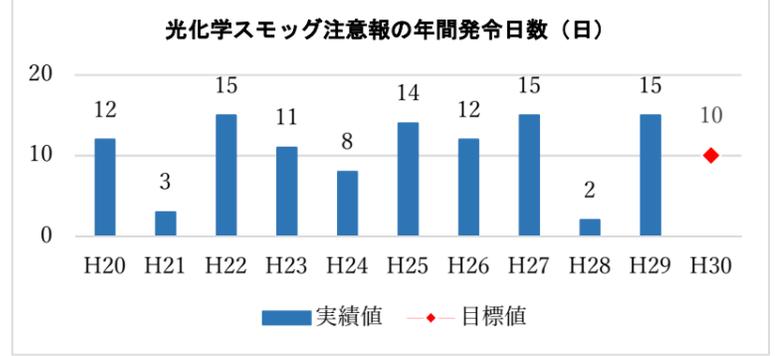
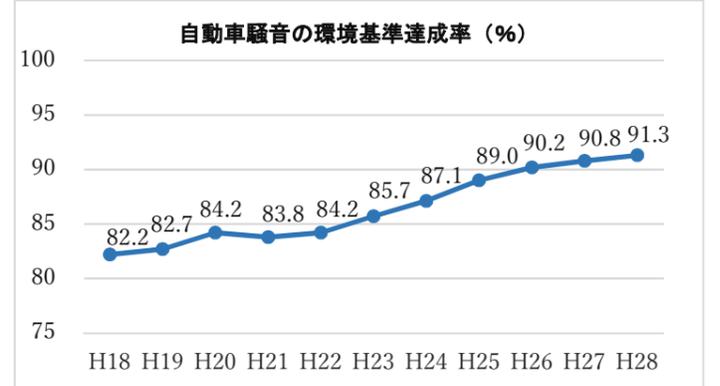
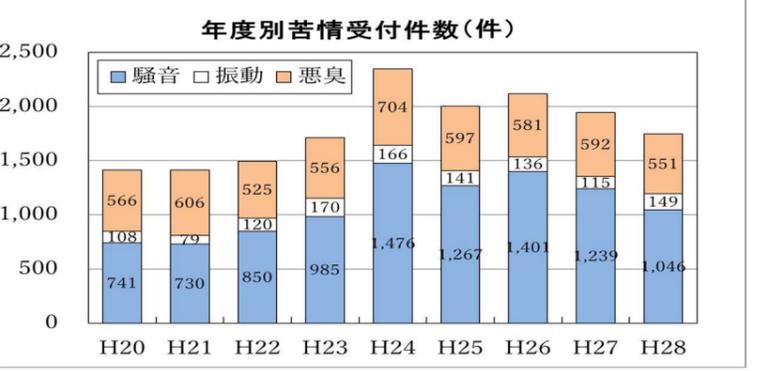
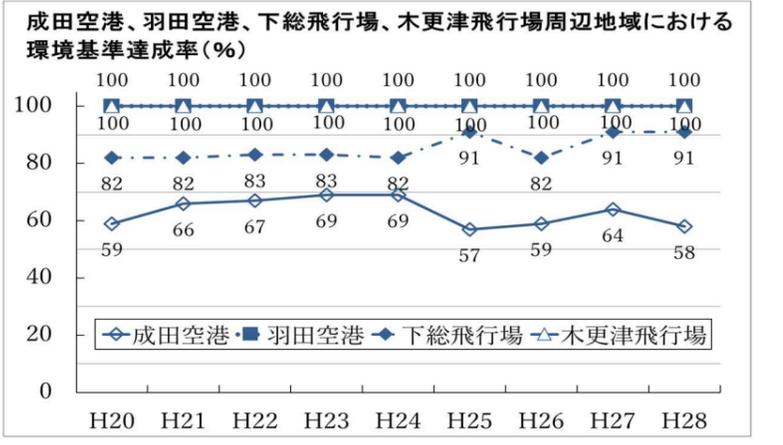


3 資源循環型社会を築く

テーマ	主な取組・成果	主な今後の課題																																																												
<p>1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に「第9次千葉県廃棄物処理計画」を策定し、持続可能な循環型社会を構築する施策に取り組んだ。 レジ袋削減に向けた「ちばレジ袋削減エコスタイル」の普及啓発を行い、レジ袋削減を宣言する「ちばレジエコサポーター」の登録数は順調に増加している。 【サポーター登録数】H23 20,944名 ⇒ H28 34,289名 食品の食べ残し削減に向け、「ちば食べきりエコスタイル」の普及啓発を行うとともに、事業者には「ちば食べエコ協力店」への登録を働きかけた。 【協力店舗登録数】H23 200店舗 ⇒ H28 230店舗 使い捨て容器の使用量削減のため、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」を起ち上げ、マイボトルに飲料を提供する事業者を募集した。 【協力店舗登録数】H28 436店舗 溶融スラグなどリサイクル製品の公共工事における利用促進を図った。 リサイクル技術普及促進研修会を開催し、循環型社会への理解と意欲を深める機会を提供した。 使用済自動車に係る廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図るため、許可業者等に適正処理の指導を行った。 県民の生活環境を保全し、平穏な生活を確保するため、26年12月に「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例(ヤード適正化条例)」を制定し、27年4月1日に施行した。  <p>1人1日当たりの一般廃棄物の排出量 (g/人・日)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H30</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>1,037</td><td>999</td><td>977</td><td>976</td><td>976</td><td>972</td><td>953</td><td>943</td><td>950</td></tr> <tr><th>目標値</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>950</td></tr> </table>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H30	実績値	1,037	999	977	976	976	972	953	943	950	目標値									950	<ul style="list-style-type: none"> 県民や民間団体、事業者の取組により、廃棄物の排出量は減少傾向にあるが、持続可能な発展を遂げていくためには、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、循環型社会の構築に向けた取組を一層進めていく必要がある。 自主的かつ積極的に、連携して3Rに取り組むことができる仕組みをつくり、県民や事業者の意識改革や実践活動をさらに進めていく必要がある。 廃棄物は、いったん発生すると資源として循環的な利用を行う場合であっても、少なからず環境への負荷を生じさせるため、環境への負荷を低減する効果の高い2R(リデュース・リユース)を重点的に推進していく必要がある。 公共工事などでの溶融スラグの利用拡大を呼びかける等、需要の拡大を推進していく必要がある。 これまでに把握したヤードの実態を踏まえ、油の地下浸透防止など条例に基づく義務履行の指導に重点を置いて立入を行い、県警と連携して不法ヤードの一掃を目指す。  <p>一般廃棄物のリサイクル率 (%)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H30</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>24.2</td><td>24.6</td><td>24.8</td><td>24.0</td><td>23.4</td><td>23.5</td><td>22.8</td><td>22.7</td><td>40</td></tr> <tr><th>目標値</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>40</td></tr> </table>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H30	実績値	24.2	24.6	24.8	24.0	23.4	23.5	22.8	22.7	40	目標値									40
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H30																																																					
実績値	1,037	999	977	976	976	972	953	943	950																																																					
目標値									950																																																					
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H30																																																					
実績値	24.2	24.6	24.8	24.0	23.4	23.5	22.8	22.7	40																																																					
目標値									40																																																					
<p>2 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に「第9次千葉県廃棄物処理計画」を策定し、持続可能な循環型社会を構築する施策に取り組んだ。 排出事業者を対象とした立入検査の実施により事業者の適正処理の指導に努めた。 事業者団体等と連携した講習会や広報を通じ、法改正等の周知や電子manifestoに係る情報提供を行うなど適正処理に係る意識啓発を行った。 24時間・365日の監視活動を行い、不法投棄の未然防止と早期発見・早期対応に努めた。加えて警察、市町村等の関係機関との緊密な連携体制を確保し、産廃・残土県民ダイヤルの情報提供などを基に、悪質事業者に対する指導の強化に努めた。 本県の不法投棄発生量は、ピーク時である平成11年度の約18万トンと比較すると、大きく減少した。 アスベスト廃棄物やPCB廃棄物などの適正処理困難物を保管及び排出する事業者に対して立入検査を行い、適正かつ安全に処理されるよう指導を行った。特にPCB廃棄物については、平成29年3月に「千葉県PCB廃棄物処理計画」を改訂し、事業者の期限内処理を促す施策に取り組んだ。 空き缶等の収集活動を統一的に実施する「ゴミゼロ運動」を実施した。  <p>排出事業者に対する立入検査実施事業所数(事業所)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>1,511</td><td>1,492</td><td>1,779</td><td>1,438</td><td>1,482</td><td>1,184</td><td>1,382</td><td>1,111</td></tr> </table>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	実績値	1,511	1,492	1,779	1,438	1,482	1,184	1,382	1,111	<ul style="list-style-type: none"> 不適正処理の原因は排出事業者の認識不足によることから、排出事業者の意識啓発を進める必要がある。 新たな不法投棄量は減少傾向にあるが、小規模な不法投棄は依然として後を絶たないことから、関係機関と緊密に連携し根絶を図る必要がある。 処理期限までに全てのPCB廃棄物の処理が完了するよう、未だ事業者により把握されていないPCB廃棄物やPCB使用製品に係る掘り起こし調査を実施する必要がある。 県民の環境美化意識の向上に向け、引き続き「ごみ減量・リサイクル推進週間(5月30日から6月5日)」に合わせて、ゴミの散乱防止と再資源化促進の普及啓発に努める必要がある。  <p>新規不法投棄量 (t)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr> <tr><th>不法投棄量(t)</th><td>2,287</td><td>3,220</td><td>5,830</td><td>8,380</td><td>4,502</td><td>2,281</td><td>385</td><td>1,149</td><td>8,731</td></tr> </table>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	不法投棄量(t)	2,287	3,220	5,830	8,380	4,502	2,281	385	1,149	8,731																						
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																						
実績値	1,511	1,492	1,779	1,438	1,482	1,184	1,382	1,111																																																						
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																					
不法投棄量(t)	2,287	3,220	5,830	8,380	4,502	2,281	385	1,149	8,731																																																					

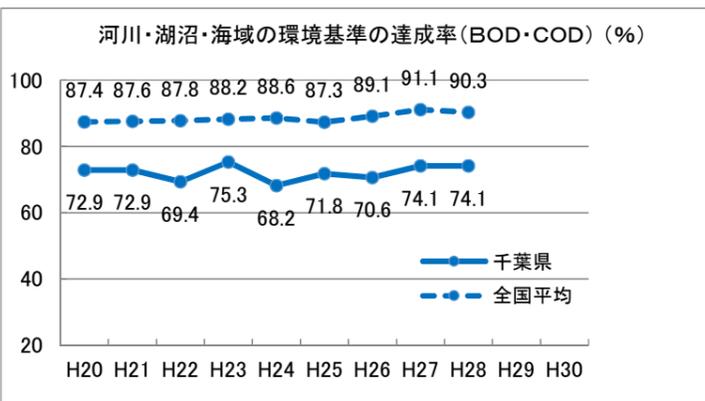
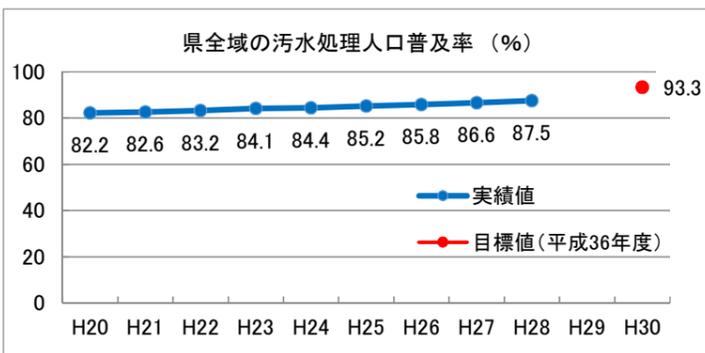
<p>3 バイオマス利活用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 7 月に「千葉県バイオマス活用推進計画」を策定し、バイオマスの利活用を総合的に推進した。 県民や事業者に向けたバイオマス普及のための研修会を実施するほか、市町村等のイベント機会を捉え、バイオマス利活用を推進した。  <p style="text-align: center;">バイオマスの利活用に係る研修会等の参加者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績値	H24	50	H25	51	H26	80	H27	44	H28	64	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスに興味や関心がある人に情報が届いていないことが考えられるため、利活用の推進にあたり、<u>より効果的な広報を行う必要がある</u>。 バイオマス事業は、継続が難しいため、<u>事業を継続できるスキームの検討や、悪いイメージを払拭する方策の検討が必要</u>である。 								
年度	実績値																					
H24	50																					
H25	51																					
H26	80																					
H27	44																					
H28	64																					
<p>4 残土の適正管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立て許可後に、定期検査等を実施するとともに、24 時間 365 日体制の監視パトロールを実施し、事業者に対する監視指導の強化に努めた。 県が許可した特定事業場について事業者名や事業場所在地、許可土量、許可期間等の情報をホームページで公表した。 市町村や県の関係機関と連携し、情報の共有化に努め、合同パトロールを実施してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 不適正な埋立てに対しては、<u>違反が小さい段階で早期発見することにより、指導等を徹底することが必要</u>である。  <p style="text-align: center;">無許可埋立面積（㎡）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>11000</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4225</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>8226</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積（㎡）	H20	11000	H21	0	H22	0	H23	0	H24	4225	H25	0	H26	0	H27	8226	H28	0
年度	面積（㎡）																					
H20	11000																					
H21	0																					
H22	0																					
H23	0																					
H24	4225																					
H25	0																					
H26	0																					
H27	8226																					
H28	0																					

4 安心できる健やかな環境を守る

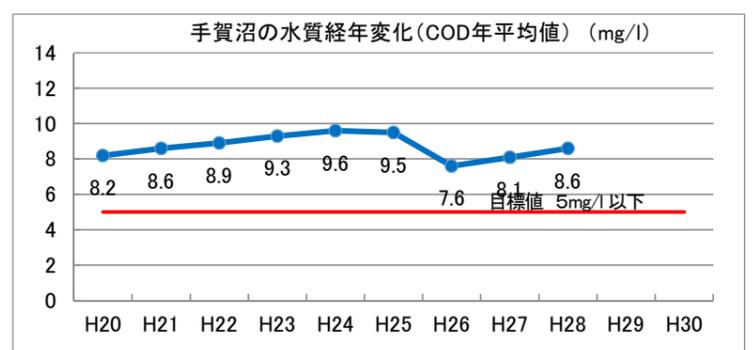
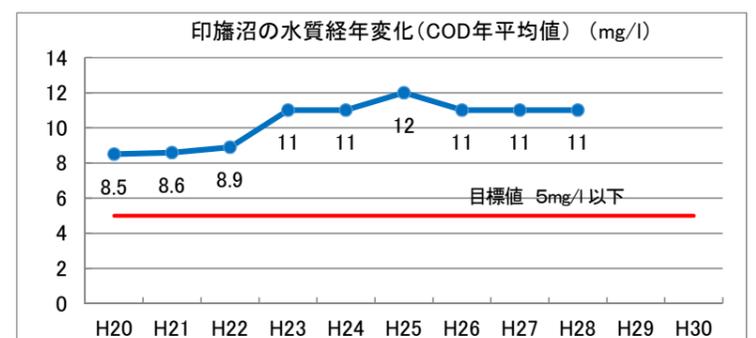
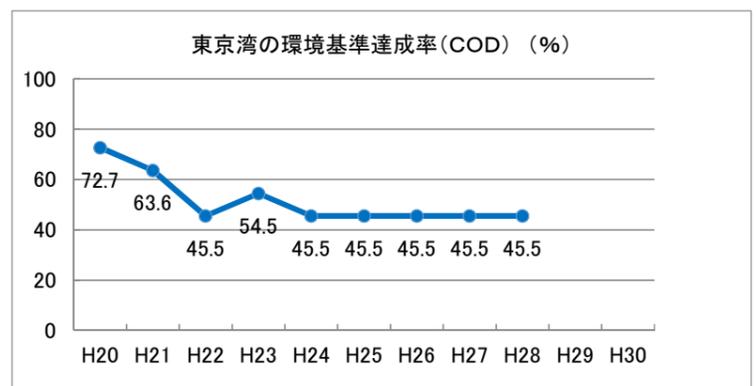
テーマ	主な取組・成果	主な今後の課題
<p>1 良好な大気環境の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づき届出された、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、吹付けアスベスト等を使用した建築物等の解体等作業について、立入検査を実施し、必要な指導を行った。また、排ガスの分析を行った施設については、排出基準の超過はなかった。 ・環境保全協定締結工場に対しては、施設の新・増設等に当たって、事前協議を実施し、大気汚染物質の一層の低減を指導した。 ・ディーゼル条例に基づく事業所立入検査、ナンバープレート調査、路上検査を実施し、必要な指導等を行った。 ・浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素の環境基準達成率が100%となる他、二酸化窒素の県環境目標値達成率も改善が見られた。 ・エコドライブ実践事業者の割合は、90%以上と大幅に増加した。  <p style="text-align: center;">二酸化窒素の県環境目標値達成率 (%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づき届出されたばい煙発生施設等に対しては、引き続き年間を通して<u>計画的に立入検査を実施し、施設の維持管理が適正に行われていることや各種規制基準が遵守されていることなどを確認する必要がある。</u> ・ディーゼル条例やエコドライブの自動車排出ガス対策により、大気環境は改善傾向にあるが、<u>これまでの取組の効果の維持及び向上のため、引き続き取組が必要</u>となる。 ・光化学オキシダントについては、環境基準を達成しておらず、光化学スモッグ注意報の発令日数も多いことから、<u>引き続き窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出削減対策を行う必要がある。</u>  <p style="text-align: center;">光化学スモッグ注意報の年間発令日数 (日)</p>
<p>2 騒音・振動・悪臭の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協定締結工場との事前協議、工場立地等各種開発行為の事前審査を実施し、事業者に対して騒音・振動・悪臭の一層の低減を指導した。 ・自動車騒音については、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の評価を行った。 ・成田空港、羽田空港、下総飛行場周辺で、騒音の常時監視や調査を実施した。 ・航空機騒音に係る環境基準の未達成地域がある成田空港及び下総飛行場について、国や空港管理者等に対し、環境基準の早期達成について要請を行った。 ・自動車騒音の環境基準達成率は、基準年度と比べて改善している。  <p style="text-align: center;">自動車騒音の環境基準達成率 (%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>苦情件数</u>については、羽田空港D滑走路の供用に伴う飛行ルートの変更により、<u>航空機騒音に対する苦情が急増したため、基準年度と比べて増加(悪化)している。</u> ・首都圏空港機能強化として、成田空港では、今後滑走路の新設や年間発着枠の拡大など、更なる機能強化策が実施され、羽田空港では、飛行経路の見直し等による発着容量の拡大が検討されていることから、<u>航空機騒音の増加が懸念</u>される。  <p style="text-align: center;">年度別苦情受付件数(件)</p>  <p style="text-align: center;">成田空港、羽田空港、下総飛行場、木更津飛行場周辺地域における環境基準達成率 (%)</p>

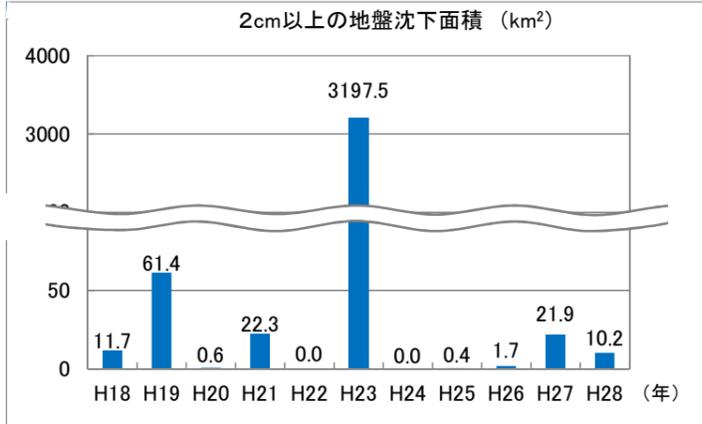
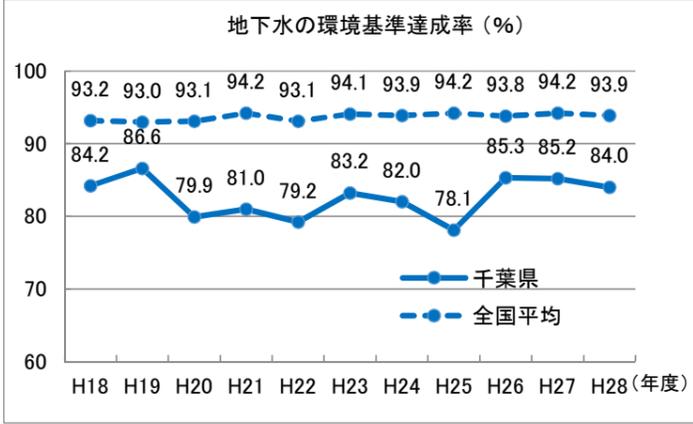
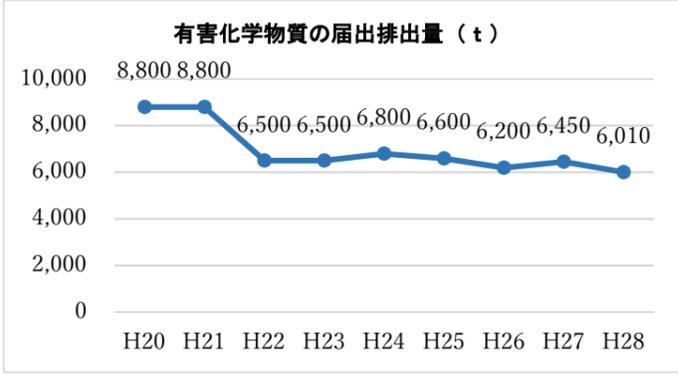
3 良好な水環境の保全

- ・工場・事業場への立入検査などを通じて、水質汚濁防止法等に基づく排水基準の遵守徹底を図った。
- ・環境保全協定締結工場に対し、法や条例よりも厳しい汚濁物質の排出削減の実施等を指導した。
- ・協定工場との事前協議、工場立地等各種開発行為の事前審査を実施し、事業者に対して汚濁物質の一層の低減を指導した。
- ・全県域污水適正処理構想に基づき、下水道、農業集落排水、浄化槽等の污水处理施設の整備を進めた。また、平成29年3月に污水处理施設の早期整備の観点から構想の見直しを行った。
- ・印旛沼・手賀沼については、湖沼水質保全計画に基づき汚濁負荷量規制等の産業系排水対策、下水道整備や高度処理型合併処理浄化槽の普及促進等の生活排水対策、雨水浸透施設の設置や適正施肥の推進等による自然系対策等、浄化対策を総合的に進めた。また、面源系の汚濁負荷量や、植物プランクトンの増殖要因となる全窒素、全りん汚濁負荷量の削減を一層進めることにより水質改善を図るため、平成29年3月に第7期計画を策定した。
- ・東京湾については、総量削減計画に基づき国及び流域の1都3県が連携して、生活排水対策、産業系排水対策、その他の汚濁発生源対策を進めた。また、平成29年6月には、国の基本方針に基づき、流入する汚濁負荷量の総量を一層削減するため、第8次計画を策定した。

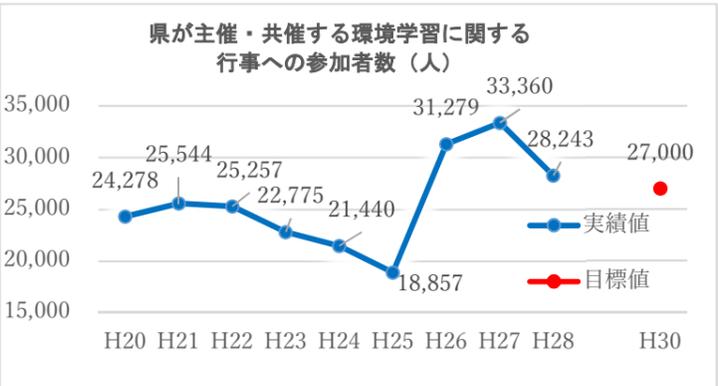
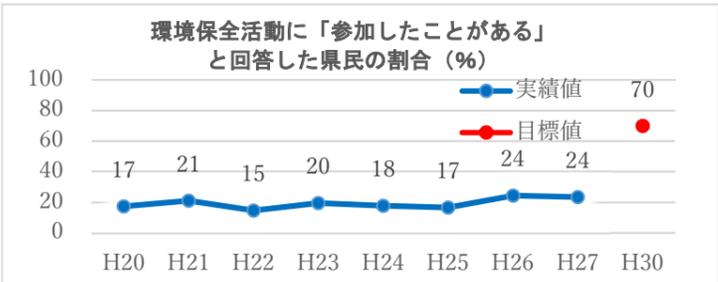


- ・工場・事業場については、依然として排水基準違反が見られ、その原因の多くが排水処理施設の維持管理上の不備や故障等によるものであるため、施設の維持管理方法の改善等について引き続き指導していく必要がある。
- ・污水处理施設については、今後10年程度での早期整備を目指し、引き続き下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の整備を進める必要がある。
- ・印旛沼・手賀沼については、窒素、リンを栄養源として植物プランクトンが増殖することで、汚濁の内部生産が生じていると考えられることから、汚濁メカニズムを解明するとともに、引き続き、流入する窒素、リンの削減等、湖沼水質保全計画に基づき必要な対策を総合的に講じていく必要がある。
- ・東京湾については、依然として赤潮・青潮の発生が見られ、大規模な青潮の発生時には漁業被害も生じていることから、引き続き総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減対策を進めていく必要がある。



<p>4 良好な地質環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律又は千葉県環境保全条例に基づき、これら法令等の指定地域において技術上の基準に適合しない揚水施設の設置を原則禁止とし、地下水の採取を規制した。 千葉市から富津市に至る京葉臨海工業地帯の環境保全協定締結工場に対し、地下水採取の削減を指導した。 天然ガス採取事業者との地盤沈下防止協定に基づき、天然ガスかん水の地上排水量について、削減を指導した。 液状化—流動化メカニズムの解明のための基礎資料を得るため、液状化部分と非液状化部分の地層を連続的に把握するための地層断面調査や、人工地層の地下水位を把握するための地下水位観測井の設置及び地下水位観測を行った。 県内の地下水質の概況を把握する概況調査や、汚染が確認された箇所を継続的に調査する継続監視調査を実施した。 硝酸・亜硝酸性窒素による地下水汚染対策として、「千葉県硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水保全対策実施方針」に基づき、汚染地区の地下水質状況調査等を実施した。 市町村が実施する汚染機構解明調査や浄化対策への技術的・財政的支援や、事業者が実施する浄化対策への助言を行った。 土壌汚染対策法に基づき要措置区域等として指定するとともに、土地所有者等に対して汚染の除去等の適切な措置を行うよう指導した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下は、全体的に沈静化の傾向を示しているものの、<u>依然として継続しており、現行の地下水採取規制等の施策を継続する必要がある。</u> 埋立地等の液状化—流動化メカニズムは、十分に解明されていないことから、<u>人工地層の地下水位の把握など、観測を継続する必要がある。</u> 本県の地下水の環境基準達成率は、<u>全国平均を下回っている状況であることから、引き続き地下水保全対策・土壌汚染対策を推進していく必要がある。</u> 
<p>5 化学物質による環境リスクの低減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法に基づき届出された特定施設を設置している事業場について、立入検査を実施し、必要な指導を行った。なお、排ガスや排出水の分析を行った施設等については、基準超過はなかった。 一般大気環境、公共用水域に係る水質及び底質、地下水並びに土壌についてダイオキシン類の調査を実施し環境基準の達成状況を確認した。 有害化学物質の届出排出量は、基準年度と比べ減少(改善)した。 	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置している事業場に対しては、引き続き年間を通して<u>計画的に立入検査を実施し施設の維持管理が適正に行われていることや排出基準等が遵守されていることなどを確認する必要がある。</u>
<p>6 放射性物質による環境汚染への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県内7箇所のモニタリングポストで大気環境中の空間放射線量率の常時測定を行い、その結果を公表した。 公共用水域について、県独自に水質・底質のモニタリング調査を行い、その結果を公表した。 モニタリングポストにおける空間放射線量率の状況に大きな変化はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月末現在で、本県では9市において、3,710.9tの指定廃棄物が一時保管されていることから、<u>国の責任において、安全・安心に処理されるよう、国に対応を求めていく必要がある。</u>

5 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり

テーマ	主な取組・成果	主な今後の課題
<p>1 環境学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとに「千葉県環境学習基本方針実施計画」を策定し、環境学習に係る実施事業を取りまとめた。 ・環境学習教材を作成し、要望があった学校や民間団体に配付し、環境学習を実施した。 ・県ホームページ等による情報提供を行うとともに、環境学習用の教材等の貸出しを行った。 ・環境学習指導者としての力を備えた人材を育成するため、一般県民や教員を対象とする講座等を実施した。 ・県の環境学習の拠点の連携に関する担当者会議を開催し、各施設のプログラムや資料の共有等について情報交換を行った。 ・環境学習アドバイザーの派遣を行い、一般県民の環境学習機会の提供に努めた。 ・環境学習に関連する講師派遣や施設見学、体験活動等に取り組む事業者等を登録し、県のホームページ等で紹介することで、環境学習機会の情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習教材は、広く活用してもらえるよう、幼児から高齢者までの幅広い年齢層に対応した内容で作成していく必要がある。 ・環境学習拠点の連携については、県有施設にとどまらず、県内の他の施設とも、視察研修を取り入れる等の連携の方策を検討していく必要がある。 
<p>2 環境に配慮した自主的行動と協働の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミゼロ運動等、多くの主体が環境保全活動に参加できる機会を設けた。 ・環境月間の周知に努め、環境月間ポスターの募集や環境功労者知事感謝状の贈呈等、環境月間に係る行事を実施した。 ・千葉県環境大使を委嘱し、県内各地で講演会や清掃活動を実施した。 ・県民、市民活動団体、事業者、教育機関、市町村、県などの各主体の良好なパートナーシップにより、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベント「エコメッセ」を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の要請に合わせ、開催形態を柔軟に見直した上で、啓発イベントや講座・表彰等を通じ、環境保全についての県民の理解と関心を深め、各主体間のネットワークづくりに努めていく必要がある。 ・市民活動団体等との良好なパートナーシップを構築する中で、次代の環境活動の担い手となる新しい世代を取り込んでいくことが必要である。 
<p>3 「ちば環境再生基金」の充実と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(一財)千葉県環境財団内に「ちば環境再生基金」を設置し、「ちば環境再生推進委員会」を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施した。 ・環境イベント、広報誌、インターネット等の媒体を活用するとともに、県民、市民活動団体や事業者の協力を得ながら、環境問題への関心を高める広報活動と募金活動を行った。 ・計画期間中、都度見直しを行いながら、県内で行われる各種環境保全活動への幅広い助成を行った。 <p>【募金総額】 1,213,400 千円 (平成 29 年 3 月末現在) 【助成事業費】 309,638 千円 (平成 29 年 3 月末現在)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ちば環境再生基金について、県民に一層の周知を図っていく必要がある。 ・助成事業については、時代の要請に合わせ、また申請者が利用しやすいように、必要に応じて制度を見直していく必要がある。 
<p>4 県域を越えた連携と国際環境協力の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・九都県市が連携して、ディーゼル自動車運行規制の合同検査や地球温暖化防止キャンペーンなどを実施した。 ・平成 20 年から 28 年度までの間に、海外から 341 人の研修生を受け入れ、施設見学や講義等を通じ、本県の水質汚濁防止対策や常時監視大気測定局などを紹介した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・九都県市で共同・連携した温暖化防止対策の検討を進めるとともに、各種キャンペーンを実施する等、広域的な連携を強化する必要がある。 ・環境問題への十分な対応が困難な開発途上国等に対して、地方からも、その保有する人材や知識、技術等を活用した支援を行うことが求められている。